

公益社団法人日本航海学会 広告取扱規程

(趣旨)

第1条 公益社団法人日本航海学会（以下「本会」という。）が本会学会誌や本会が主催する学術集会での要旨集等の刊行物に掲載する広告については、この規程の定めるところによる。

(責任)

第2条 広告の内容に関する責任は、広告掲載依頼者が負うものとし、本会は広告の内容に対する一切の責任を有しない。

(掲載の契約、掲載場所、掲載料金および規格)

- 第3条** 広告の掲載に関する契約ならびに掲載料金の請求は本会事務局が行う。
- 2 広告の掲載は原則として、広告掲載依頼者による掲載料金の支払いを確認した後に行う。
 - 3 広告の掲載に適用される規格(場所、範囲、体裁等)および掲載料金規格については別途定める。

(掲載基準)

- 第4条** 広告掲載依頼者または広告の内容およびその効果が以下の項目に該当し、または該当するおそれのある場合、広告の掲載は行わない。
- (1) 広告掲載依頼者が信用リスクを有する、あるいは所属、所在、社会的地位(反社会勢力等)が信義にもとると判断される場合
 - (2) 責任の所在があいまいまたは不明確なもの
 - (3) 名誉棄損、プライバシーの侵害、信用棄損、業務妨害となるおそれのあるもの
 - (4) 氏名、写真、談話、および商標、著作権などを無断で使用したもの
 - (5) 法令又は公序良俗に違反し、又は違反するおそれのあるもの
 - (6) その他、本会が不適切と判断したもの

(掲載内容の確認、掲載作業)

第5条 掲載依頼を受けた広告の内容は、前条の掲載基準に則り、広告を取り扱う媒体を管理する本会委員会にて掲載の可否を判断し、当該委員会は可とした広告の掲載承認を理事会に申請する。

- 2 理事会は当該委員会より申請された広告の掲載の可否について審議、決定し、当該委員会へ通知する。
- 3 広告の掲載作業は、広告を取り扱う媒体を管轄する本会各委員会にて行う。
- 4 第2項の理事会審議については、新規の広告掲載依頼を除き、本会委員会の判断により掲載後の事後承認とすることができる。

(広告掲載の期間)

第6条 広告の掲載期間については、本会が別途定める期間とする。

- 2 広告掲載依頼者が既に掲載している広告の掲載期間の延長を求める場合には、当該依頼者は掲載延長の依頼を行い、広告の掲載媒体を管理する本会委員会と協議の上、延長期間を定める。

(広告掲載の取り消し)

第7条 広告掲載の決定後あるいは広告掲載後であっても、以下の事項に該当する場合、本会は広告掲載の取り消しまたは掲載広告の削除を行うことができる。尚、その場合においても広告掲載依頼者に対し、掲載料金等の返却等を行わない。

- (1) 掲載依頼の内容に不正の事実があった場合
 - (2) 広告掲載依頼者または広告の内容が第3条の掲載基準に抵触することが判明した場合
 - (3) 広告掲載依頼者が、広告掲載開始日までに本会に広告掲載料を納付しなかった場合
 - (4) 本会が、広告掲載が不適切であると判断した場合
- 2 広告掲載依頼者が前項の規定に該当すると認められた場合には、広告掲載の取り消しまたは掲載広告の削除を含めた必要な措置を行うことができる。その際に要した経費のすべては広告掲載依頼者が負担する。

(規程の変更)

第8条 この規程は、理事会の議決を経なければ変更できない。

附則

この規程は、令和元年5月30日から施行する。